

(平成23年11月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和58年10月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については30万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年6月1日から同年10月1日まで

申立期間は、A社に継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社に勤務していた複数の同僚の証言により、申立人が、昭和58年9月30日まで同社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録では、昭和58年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているにもかかわらず、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票より、申立人の標準報酬月額について、同年10月1日の定時決定が取り消されていることが確認できる。

また、オンライン記録では、A社は昭和58年6月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているものの、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の中には、同年10月1日の定時決定が取り消されている者が申立人を含め複数存在していることが厚生年金保険被保険者原票から確認でき、かつ、元事業主及び同僚の証言により、同社が当時、適用事業所の要件を満たしていたと認められることから、同社が同年6月1日に適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和58年6月1日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は雇用保険の記録における離職日の翌日である同年10月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者原票に記載された標準報酬月額から30万円とすることが妥当である。

熊本国民年金 事案 711

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年6月までの期間及び48年10月から51年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から48年6月まで
② 昭和48年10月から51年9月まで

申立期間の国民年金保険料は、遡ってまとめて納付したのに未納とされていることに納得できない。昭和58年1月に家を新築するために、年金福祉事業団から融資を受けた。当時は10年以上国民年金保険料を納付していないと融資を受けられなかったはずであり、このことが納付の証明になると思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、保険料の納付金額、納付時期等の具体的な納付状況に関する申立人及び納付を行ったとする夫の記憶が曖昧であり、申立期間の納付記録については、特殊台帳、A市及びB市の被保険者名簿のいずれの記録においても未納となっており、これらの記録に不自然な点は見当たらない。

また、申立人は年金福祉事業団からの融資があることが納付の証明と主張しているが、昭和57年度における同事業団から300万円を借り入れる際の条件は、国民年金保険料納付済期間が15年以上と定められているところ、申立人の57年度までの保険料納付済期間は申立期間を全て加算しても15年の借入条件を満たしておらず、申立人が提出した金銭消費貸借抵当権設定契約証書等をもって申立期間の保険料納付を裏付けるものとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から 57 年 9 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から 57 年 9 月まで

私は、申立期間当時、国民年金保険料を経済的に納付することができなくて市役所に相談に行ったところ、窓口の担当者から免除申請の手続をすれば、将来、年金が 3 分の 1 支給されると指導を受けて手続したことを覚えている。その当時、市役所の窓口の担当者名を記憶している。

申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付が経済的に困難なため市役所の窓口で保険料免除申請の手続をしたと主張しているが、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿において、申立期間は国民年金の未加入期間となっている上、免除申請に係る承認通知書等の記憶が曖昧であることから、免除申請の承認に係る状況が不明であるとともに、申立期間当時は、毎年度免除申請を行う必要があったところ、申立期間は4年度（4回）にわたっており、これだけの回数の事務処理を行政が重ねて誤ることも考え難い。

また、申立期間の一部の期間は、申立人の配偶者が厚生年金保険の被保険者であり、当該期間について、申立人は国民年金の任意未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料の免除期間とすることができない。

さらに、申立人が記憶しているA市の担当者名について、同市は、確認できる資料が存在しないので不明であると回答している上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料の免除申請の手続をしていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料について、免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記申立期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

なお、厚生年金保険法に基づき記録の訂正等が行われるのは、申立人が厚生年金保険法の被保険者としての適用の要件を満たしていた場合である。

申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していた旨主張している。しかしながら、公共職業安定所が保管する雇用保険被保険者離職証明書（安定所提出用）から確認できる申立人のA社の離職日は平成 22 年 1 月 30 日である上、当該証明書には、記載内容が事実と相違ない旨の申立人の署名及び押印が確認できることから、申立人の申立期間に係る勤務実態について、確認することができない。

また、オンライン記録から、申立期間当時に厚生年金保険被保険者資格を有するA社の従業員全員（申立人が申立期間と一緒に勤務したと主張する同僚を含む。）は、申立人と同じ平成22年1月31日付けで被保険者資格を喪失していることが確認できる上、年金事務所が保管する同社が同年2月4日に提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届には、年金事務所が同社に問い合わせ、申立人の退職日が同月30日であることを確認した旨の記録が残されている。

さらに、申立人が提出した平成21年3月及び同年5月から22年1月までの期間に係る給与支給明細書に記載された厚生年金保険料の控除額から判断すると、A社からの最後の支払となる22年1月分の給与からは、21年12月分の保険料が控除されているため、申立期間の保険料は控除されていないものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月 15 日から同年 12 月 21 日まで
② 昭和 51 年 12 月 21 日から 53 年 11 月 6 日まで

申立期間①はA社が営業するB店に、申立期間②はC社が営業するD店に勤務していたが、A社、C社及びこれらの親会社であるE社に係る厚生年金保険の加入記録は確認できなかった。私は申立期間に勤務しており、職場から健康保険証を受領した覚えがあるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人に係る事業所名不明の雇用保険の加入記録が確認できる上、申立人の勤務内容に係る供述も具体的であることから、申立人が当該期間にB店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社及び同社の親会社であるE社の業務は、申立期間当時、厚生年金保険法において強制適用の対象業種とはされておらず、また、これらの事業所は、オンライン記録から厚生年金保険の適用事業所であることは確認できない。

さらに、E社の当時の事業主は、「E社は厚生年金保険には加入せず、F国民健康保険組合の健康保険であった。私自身は国民年金に加入していた。」と供述している上、A社と同種業務を行う同じ子会社のC社の当時の事業主は、「E社と同様に、A社はF国民健康保険の健康保険に加入していた。」と供述していることから、B店の従業員は、F国民健康保険組合の健康保険に加入し、当時、政府管掌健康保険と一緒に加入するものであった厚生年金保険には加入しなかったことがうかがえる。

申立期間②について、申立人に係る事業所名不明の雇用保険の加入記録が

確認できる上、申立人の勤務内容に係る供述も具体的であることから、申立人が当該期間にD店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、商業登記簿から、C社及び同社の親会社であるE社の事業目的として確認できる業務は、申立期間当時、厚生年金保険法において強制適用の対象業種とはされておらず、また、これらの事業所は、オンライン記録から厚生年金保険の適用事業所であることは確認できない。

さらに、E社の当時の事業主は、前述のとおり同社が厚生年金保険に加入していなかった旨の供述をしている上、C社の当時の事業主及び申立人が挙げたD店の同僚は、「当時、F国民健康保険組合の健康保険に加入し、職場から健康保険証を受領した。」と証言しており、当該同僚等は、申立期間は国民年金に加入していることから、D店の従業員は、職場を通してF国民健康保険組合の健康保険証が交付され、厚生年金保険には加入していなかったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 1 日から 41 年 3 月 16 日まで
私は、A社に勤務した期間について、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和41年6月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している女性72人のうち、申立人の資格喪失日から前後2年以内に資格喪失した脱退手当金の受給権を有する21人の支給記録を調査したところ、11人が受給し、そのうち申立人を含む9人が資格喪失日から6か月以内に支給決定されている上、申立期間当時の同僚から、「事務担当者から脱退手当金について説明を受けた。」との証言があることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性も否定できない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。